

下水道事業の老朽化対策等

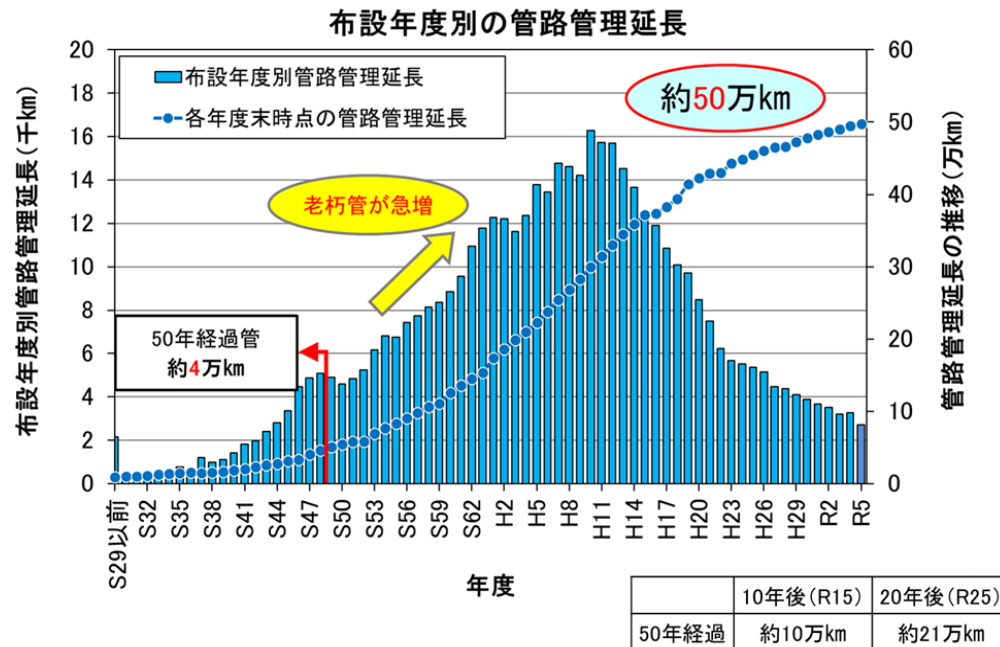
令和7年9月

総務省自治財政局準公営企業室

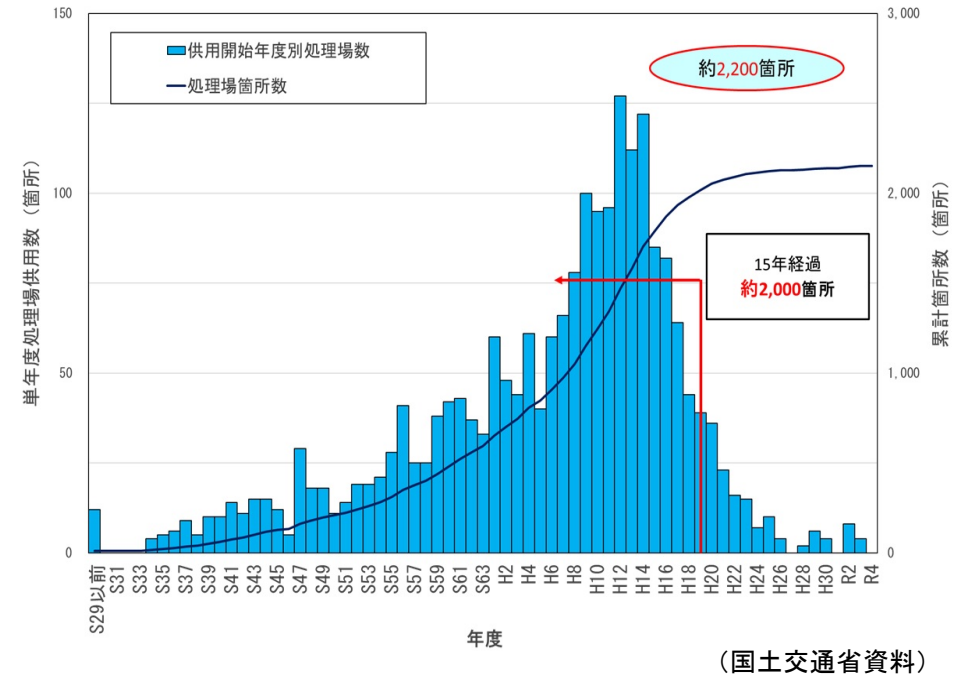
下水道事業の老朽化の状況等

- 標準耐用年数50年を経過した管渠の延長について、R5末現在で約4万km(総延長の約8%)となっているが、20年後には約21万km(約40%)となるなど、今後は急速に増加する見込み。
- 下水処理場においては、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所(全体の90%)と老朽化が既に進行している状況。

■ 管路施設の年度別管理延長(R5末現在)



■ 処理場の年度別供用箇所数(R4末現在)



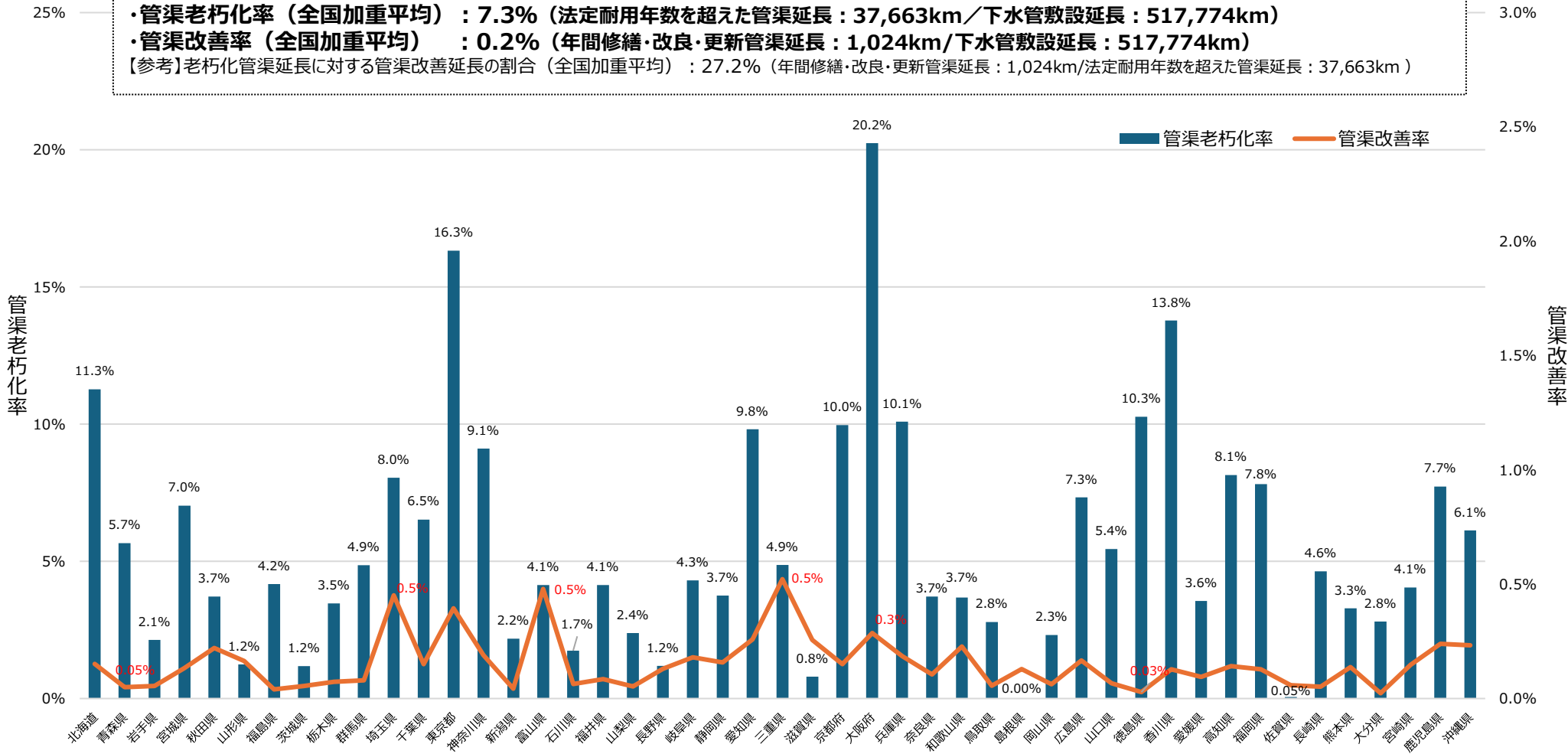
■【参考】下水道管路の全国特別重点調査

- 全国特別重点調査において、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて調査を実施している。
- 具体的には、「管径2m以上」、「30年以上経過」した管路を対象として(対象延長：約5千km)のうち、「埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の条件の箇所」等を対象として優先的に調査を実施している(対象延長：1,000km、夏頃までに実施)。

【都道府県別】管渠改善率及び管渠老朽化率

- 都道府県別の管渠老朽化率について、供用開始年度によって地域差にバラつきがあり、大阪府が最も高く（20.2%）、次いで東京都（16.3%）となっている。なお、最も低いのは島根県（0%）。
- 管渠改善率は、最も高い地域で0.5%（埼玉県、三重県）の水準となっており、老朽化している管渠があっても管渠改善率が0.1%未満となっている都道府県もある。（徳島県、青森県等）

・管渠老朽化率（全国加重平均）：7.3%（法定耐用年数を超えた管渠延長：37,663km／下水管敷設延長：517,774km）
 ・管渠改善率（全国加重平均）：0.2%（年間修繕・改良・更新管渠延長：1,024km／下水管敷設延長：517,774km）
 【参考】老朽化管渠延長に対する管渠改善延長の割合（全国加重平均）：27.2%（年間修繕・改良・更新管渠延長：1,024km/法定耐用年数を超えた管渠延長：37,663km）



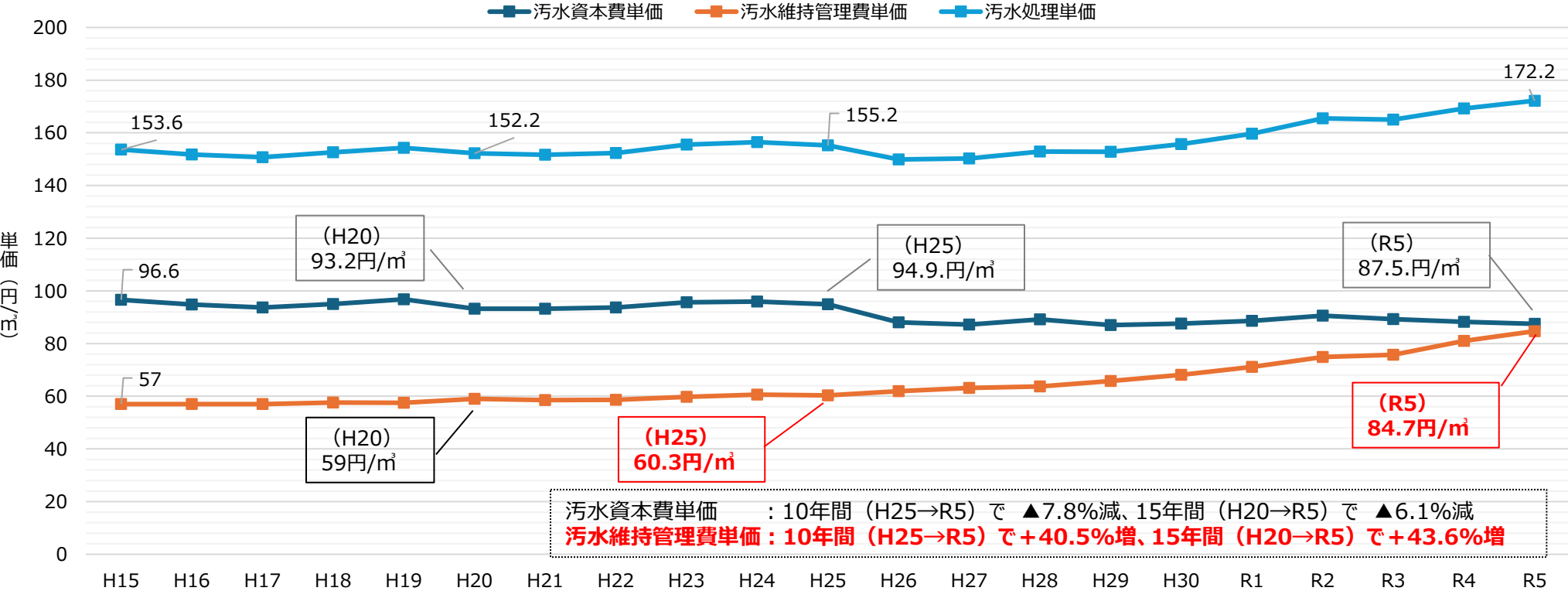
※ R5 決算統計により作成。対象事業：法適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）

※ 管渠老朽化率：「法定耐用年数を超えた管渠延長」÷「下水管敷設延長」 ※ 管渠改善率：「1年間の修繕・改良・更新管渠延長」÷「下水管敷設延長」

汚水資本費単価と維持管理費単価の推移

第7回上下水道の経営基盤
強化に関する研究会資料一部加筆

- 汚水処理単価（全国平均）については、これまで155円/㎥前後の水準で推移してきたが、近年、増加傾向（R5:172円/㎥）。
 - 内訳について、資本費については、直近10年間で▲7.8%、15年間で▲6.1%となるなど微減傾向となっている
 - 一方で、**維持管理に係るものについては、直近10年間で+40.5%、15年間で+43.6%となるなど増加傾向**となっている。
- ※ 会計適用の状況によって各年度の対象事業数が異なることから、単価の推移については、一定の幅を持って見る必要があることに留意が必要。



年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
対象事業数	180	198	208	227	263	311	370	399	446	494	530	583	632	724	816	952	1,237	2,040	2,068	2,134	2,440

※ 決算統計により作成。対象事業：特定公共下水道、流域下水道を除く法適用の下水道事業（公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※ 汚水資本費単価、汚水維持管理費単価には、公費負担分（高資本費対策に要する経費、分流式下水道等に要する経費、高度処理に要する経費）を含む。
※ 汚水処理単価＝汚水資本費単価＋汚水維持管理費単価

汚水維持管理費単価の増減要因分析(H15→R5)

- 汚水処理に係る維持管理単価の内訳について、管渠や処理場に係る職員給与費が減少している一方で、**管渠・ポンプ場・処理に係る修繕費、委託料の増加していることにより、維持管理費単価全体の増加要因**となっている可能性がある。

※ 会計適用の状況によって各年度の対象事業数が異なることから、単価の推移については、一定の幅を持って見る必要があることに留意が必要。

(試算方法)

「管渠」、「ポンプ場」、「処理場」、「その他」の汚水割合から、各区分ごとの汚水にかかる維持管理費単価（円/㎡）を算出したもの。

※「管渠」の汚水割合：H15 46%、R5 67%、「ポンプ場」の汚水割合：H15 42%、R5 55%、「処理場」の汚水割合：H15 83%、R5 86%

【管渠】

年度	汚水維持管理費単価（円/㎡）				
	職員給与費	修繕費	委託料	その他	合計
H15	2.07	2.04	1.49	0.85	6.45
R5	1.38	2.98	4.10	1.27	9.73
増減率（%）	▲33.3	+46.1	+175.2	+49.4	+50.9

【ポンプ場】

年度	汚水維持管理費単価（円/㎡）					
	職員給与費	動力費	修繕費	委託料	その他	合計
H15	1.35	0.65	0.51	0.73	0.15	3.39
R5	0.50	0.92	0.75	1.78	0.21	4.16
増減率（％）	▲63	+41.5	+47.1	+143.8	+40	+22.7

【処理場】

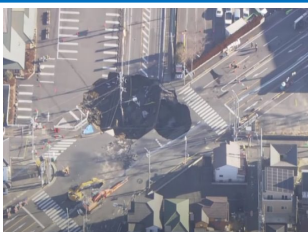
年度	汚水維持管理費単価（円/㎡）					
	職員給与費	動力費	修繕費	委託料	その他	合計
H15	8.78	4.91	3.20	8.88	2.67	28.44
R5	2.79	6.34	3.83	17.73	2.76	33.45
増減率（％）	▲68.2	+29.1	+19.7	+99.7	+3.4	+17.6

国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方 ～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～（概要）

参考資料

1. 経緯

- 2025年(令和7年)1月28日に埼玉県八潮市で下水道管路の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没にトラック運転手が巻き込まれ死亡する事故が発生するとともに、約120万人の方々が下水道の使用自粛を求められるなど、重大な事態が発生。



1月31日時点の事故現場の状況

委員会の設置

○3月17日 同種・同類の事故の未然防止を目的とした
「全国特別重点調査の実施について」提言

→3月18日 国土交通省から全国の下水道管理者に要請

○5月28日第2次提言 **国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方
～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～**

→「国土強靱化実施中期計画」などに反映

○夏頃(予定) 上下水道のインフラマネジメントの具体的方策、インフラ全般のマネジメントのあり方などについて、第3次提言

2. 第2次提言の概要

(1) 基本的な考え方

- 下水道管路は極めて過酷な状況に置かれたインフラ(特に大規模な下水道システムの下流部では下水の流量変動は小さくメンテナンスが困難)
- 下水道管路における安全性確保が何よりも優先されるという基本スタンスを再確認すべき
- 点検・調査の「技術化」・技術のコストダウンと、「管路の安全へのハザード」「事故発生時の社会的影響」を勘案した点検・調査の重点化
- 道路管理者と道路占有者の連帯を通じた地下空間のデジタル管理の高度化
- 下水道管路の戦略的再構築方策として、メンテナビリティ(維持管理の容易性)や大規模事故時など万一に備えたリダンダンシー(冗長性)の確保
- アセットマネジメントを基盤とする投資最適化、広域連携による技術・財務両面での基盤強化、資産維持費等を適切に反映したコストベース型(総括原価方式)の使用料の設定、予防的インフラマネジメントへの重点的な財政支援

(2) 下水道管路の全国特別重点調査に基づく対策の確実な実施

全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

- 全国特別重点調査において強化した緊急度の判定基準に基づき、対策を確実に実施

⇒腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行順にAからCにランク付けした上で特別な判定基準で対策を確実に実施

緊急度	現行の判定基準	強化	全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対策内容
I	ランクAが2項目以上		ランクAが1項目以上	速やかな対策を実施※
II	ランクAが1項目もしくは ランクBが2項目以上		ランクBが1項目以上	応急措置を実施した上で、 5年以内に対策を実施

※原則1年以内

国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方 ～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～ (概要)

参考資料

(3) 上下水道管路と地下空間のマネジメントのあり方

① 点検・調査の「技術化」と技術のコストダウン、DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

- 大深度の空洞調査など地下空間の安全確保を目的とした技術の高度化・実用化
- 無人化・省力化に向けたDXとしての自動化技術の高度化・実用化
- 技術開発の目標期間の設定と圧倒的なコストダウン

② 上下水道管路の点検等のあり方

- 管路の安全へのハザードが大きい箇所は、主として「頻度」を強化するとともに、事故発生時の社会的影響が大きい箇所は、主として「方法」を充実させ、フェールセーフの考え方にに基づき、複数の手段を組み合わせ
- メリハリをつける観点から、時間計画保全や事後保全とする箇所も検討
- 漏水事故のリスクや社会的影響が大きい水道の埋設管路は優先的に更新
- 点検・調査結果の診断は、必要な知識及び技能を有する者が行うことを標準

③ 道路管理者と道路占有者の連帯による地下空間情報のデジタル化・統合化

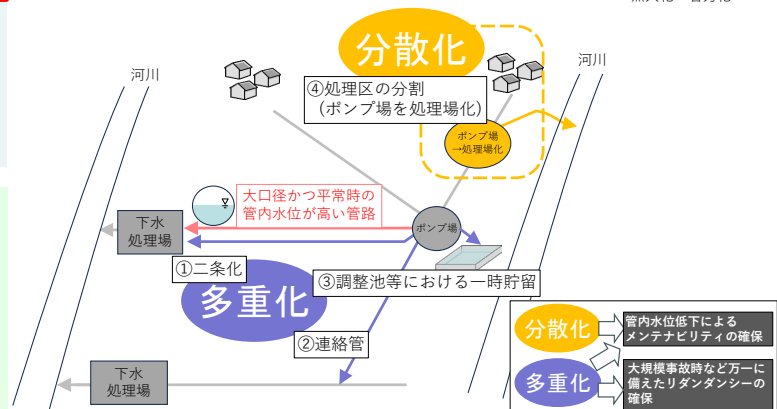
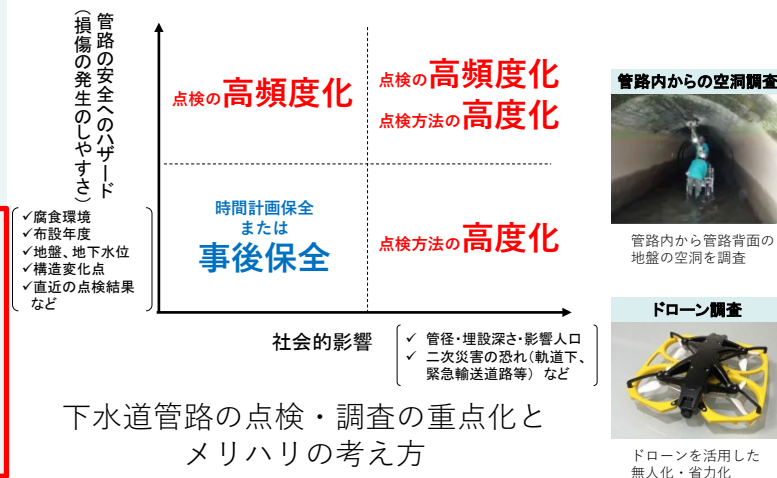
- 占有物情報をはじめ、路面下空洞調査の結果や道路陥没履歴などの情報をデジタル化した上で統合化する仕組みを検討
- 地下占有物の点検結果などの道路管理者への共有を図ることの制度化などを検討

(4) 上下水道管路の戦略的な再構築方策のあり方

- 大規模下水道システムの大口径かつ平常時の管内水位が高い下水道管路では、修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではないため、多重化・分散化の取組により、リダンダンシー・メンテナビリティを確保
- 点検・調査など維持管理を容易に行えるよう配置・構造を改善し、メンテナビリティを向上
- 大規模水道システムにおいては、より一層リダンダンシーの確保を加速

(5) 下水道等のインフラマネジメントを推進する仕組みのあり方

- 行政・事業者に加え、学術団体など多様な主体の「総力戦」での実施体制のもと、専門的な人材を養成・確保するとともに、都道府県単位等での自治体同士の広域連携、人の群マネ※や広域型等の質の高いウォーターPPPを推進
- 劣化状況も含めた上下水道の現状を正確なデータを用いて「見える化」し、市民に十分に説明・共有するとともに、点検には交通規制を伴うことや事故時には下水道の使用自粛要請を伴うこと等の不便の甘受に対する理解も得るなど国民の意識の醸成
- 必要な更新投資を先送りすることがないよう使用料に資産維持費等を適切に反映、集中的な耐震化・老朽化対策等への重点的な財政支援



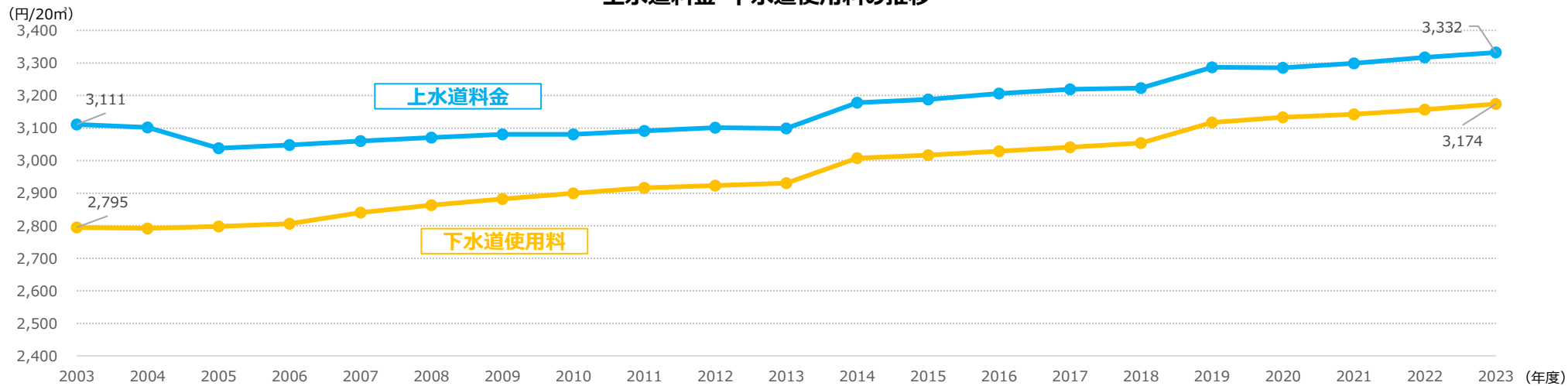
大規模下水道システムにおける
リダンダンシー・メンテナビリティの確保

※広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉えマネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」(群マネ)を進める上で、技術職員も「群」となって広域的に連携し、インフラのメンテナンスに関わるという考え方

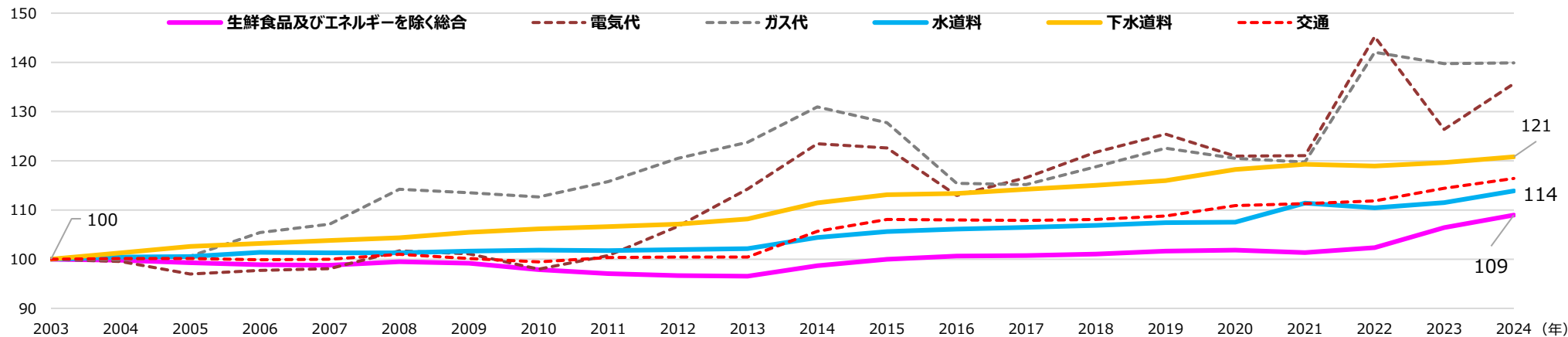
使用料水準の推移

- 下水道使用料の水準（20m³あたり使用料）については、一貫して上水道料金より低い水準となっており、2003年以降、上水道と同様に緩やかに上昇しており、直近2023年度においては3,174円の水準となっている。
- 2003年時点と比較すると、上下水道料金や各種公共料金等について全体的に引き上げが行われてきているが、下水道使用料については電気・ガス等と比較すると、各年における推移について急激な増減がなく緩やかな動向となっている。

上水道料金・下水道使用料の推移



各種公共料金等の推移（2003年 = 100とした場合の指標）



※ 1 「上水道料金・下水道使用料の推移」は決算統計により作成。対象事業：上水道事業。特定公共下水道・流域下水道を除く法適用・法非適用の下水道事業

※ 2 上水道料金・下水道使用料は家庭用料金（使用料）の単純平均。

※ 3 「各種公共料金等の推移」は2020年基準消費者物価指数（品目別価格指数、全国、年平均）により作成（2003年 = 100として再計算したもの）。

建設改良積立金等の推移

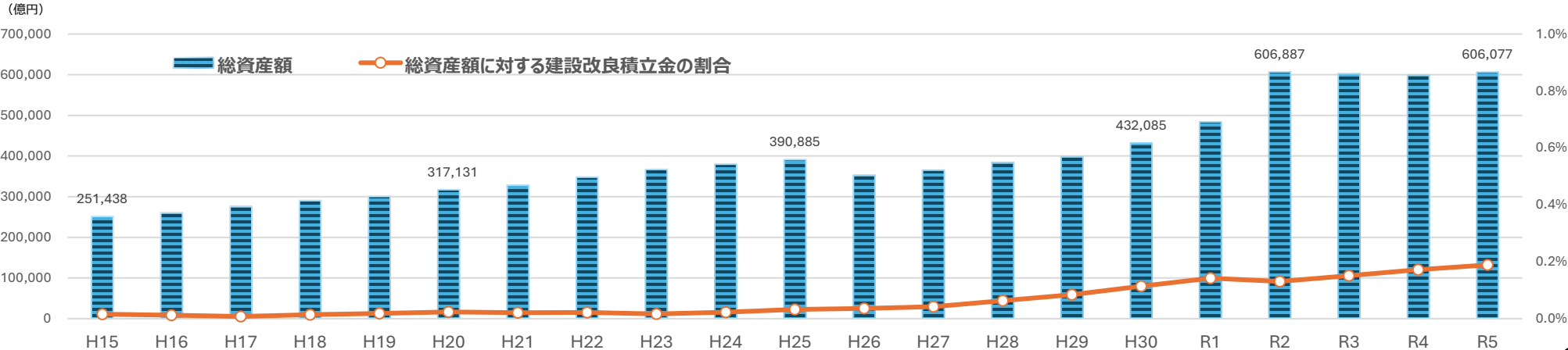
- 将来の更新等に備えるための建設改良積立金について、下水道事業においては230団体（全体の9.2％）が計上しており、**水道事業と比較すると団体ベースで27％程度、団体割合ベースで16％程度の水準**となっている。
- なお、**総資産額に占める建設改良積立金の割合**については、下水道事業においては**0.2％程度の水準**となっており、水道事業と比較すると12％程度の水準となっている（近年、対総資産額の建設改良積立金の割合について顕著な増加は見られない）。

水道事業・下水道事業における建設改良積立金等の比較

総額ベース		利益剰余金		総資産額 (B)	【参考】総資産額に 占める建設改良 積立金の割合 (A/B)	（参考） 1 団体あたりベース		
			うち建設改良 積立金 (A)			総資産額	利益剰余金	うち建設改良 積立金
水道事業		16,976	5,334	326,015.9	1.6%	222.1	11.6	3.6
	計上事業数	1,454団体	843団体					
	比率 (%)	99.0%	57.4%					
下水道事業		5,922	1,144	606,076.8	0.2%	243.2	2.4	0.5
	計上事業数	2,349団体	230団体					
	比率 (%)	94.3%	9.2%					

※ R5決算統計により作成。対象事業：法適用の水道・下水道事業（対象事業数 水道事業：1468 下水道：2492）

【参考】総資産額・建設改良積立金の割合の推移



※ R5決算統計により作成。対象事業：法適用下水道事業 ※ H26決算から新公営企業会計が適用され、総資産額が減少していることに留意が必要。

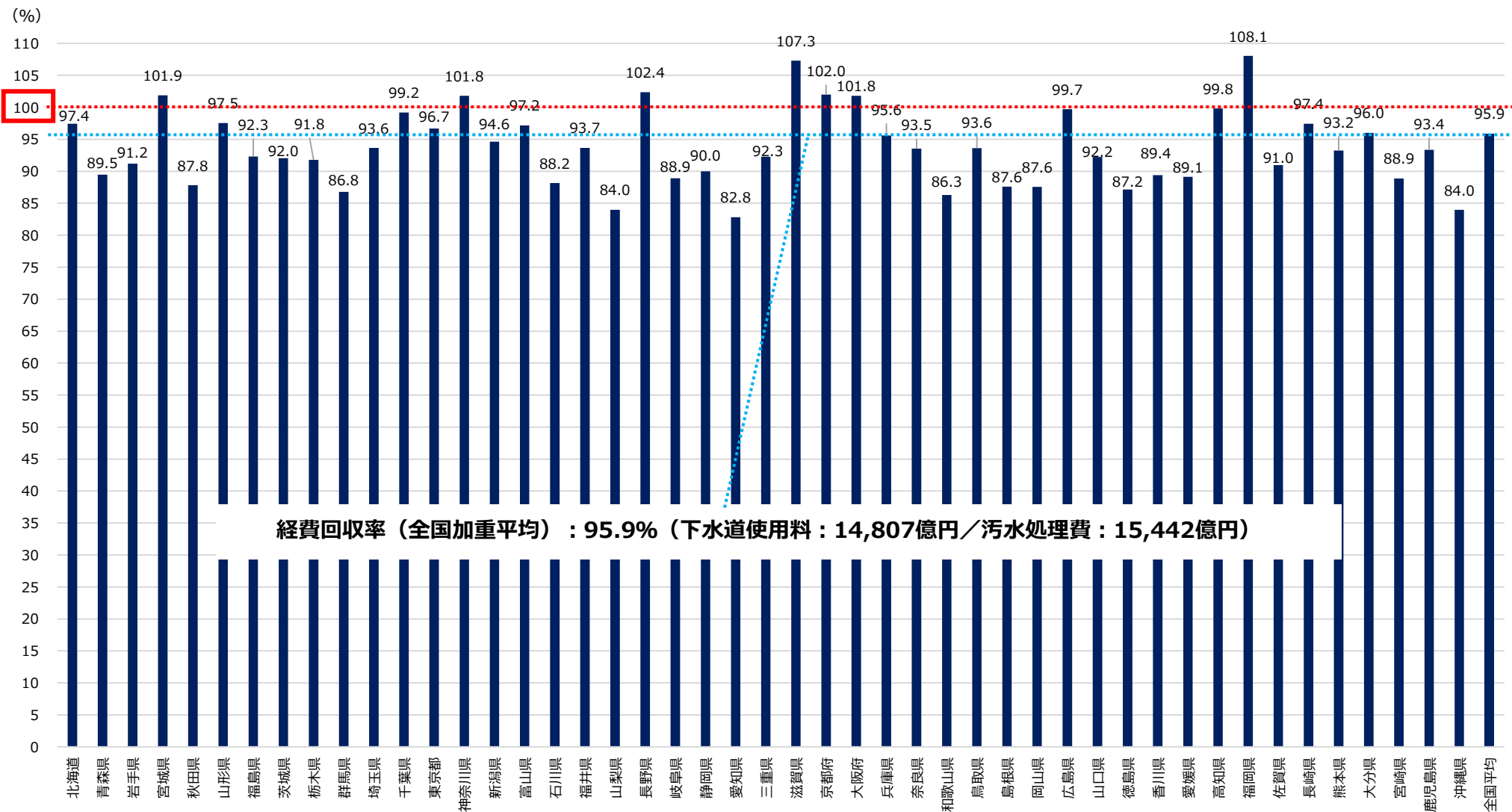
【都道府県別】主な経営比較分析表(経費回収率)

第7回上下水道の経営基盤強化
に関する研究会資料一部修正

○ 経費回収率（全国平均）は95.9%となっており、全国平均を上回るのは16団体、下回るのは31団体となっている。

※ 都道府県別に見ると、最も高いのは福岡県（108.1%）、最も低いのは愛知県（82.8%）となっている。

○ **経費回収率が100%を上回っているのは7団体**（宮城県、神奈川県、長野県、滋賀県、京都府、大阪府、福岡県）となっている。



※ R5 決算統計により作成（対象事業数2,440事業）。対象事業：特定公共下水道、流域下水道を除く法適用の下水道事業（公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）

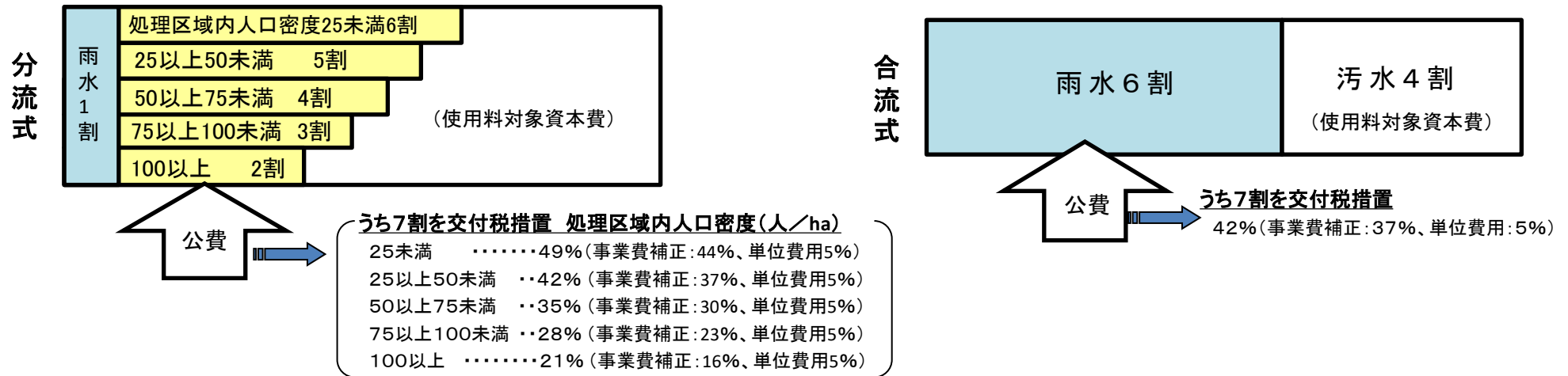
※ 経費回収率＝「下水道使用料」（20表01行3列）÷「污水处理費」（32表02行16列）×100

下水道施設の改築・更新等に係る現行措置等

- 下水道事業における改築・更新等にあたっては、新設の場合と同様に下水道事業債の発行が可能。
- 地方交付税措置にあたっては、雨水公費、汚水私費を原則としつつ、例えば、分流式公共下水道に係るものについては、公共用水域の保全等の観点から、処理区域内人口密度に応じて5～2割程度を措置している。

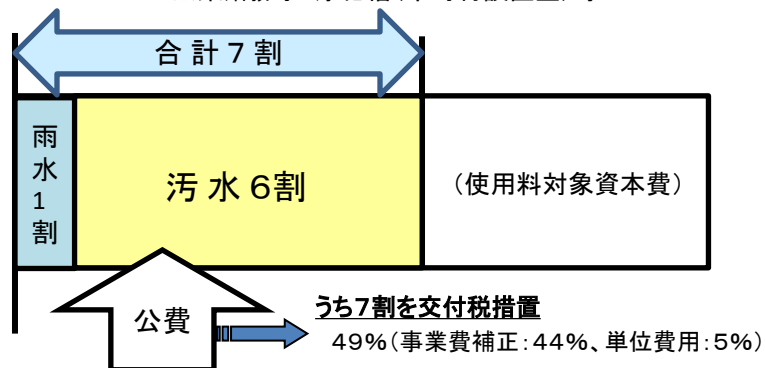
※ 公共下水道以外の施設についても、資本費等の実態に鑑み交付税措置を行っている。

公共下水道(狭義)



公共下水道(狭義)以外※

※集落排水・浄化槽(市町村設置型)等



修繕事業に係る地方債の取扱い

「令和7年度地方債についての質疑応答集」について
(令和7年4月1日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)(抄)

Q: 公共施設の修繕事業に要する経費について、地方債の対象とすることができますか。

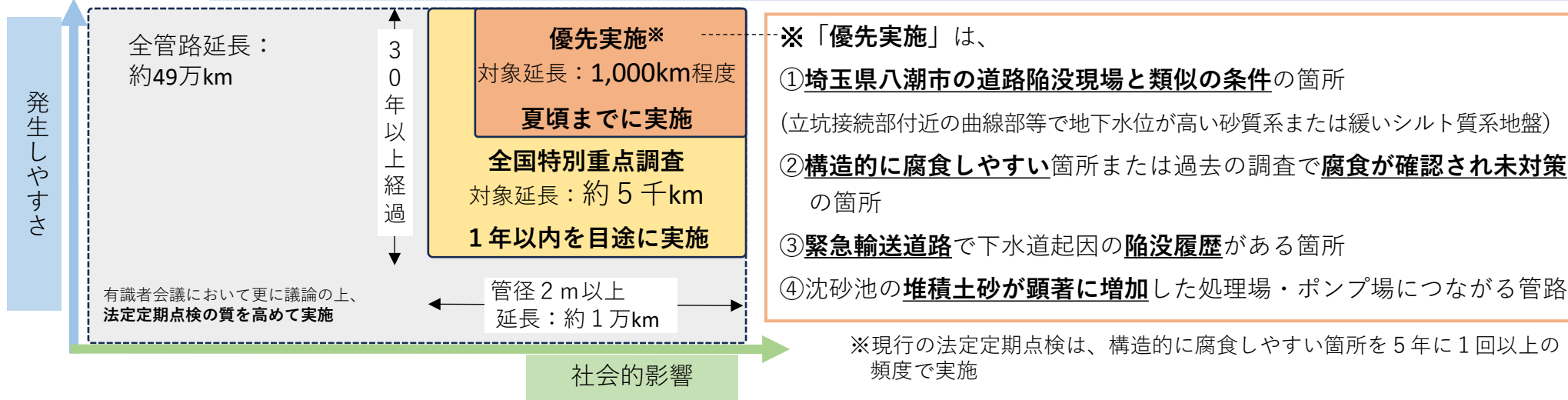
A: 地方公共団体が行う公共施設の補修・改修に係る事業であって、施設の長寿命化や機能強化に資する事業に要する経費は、公共施設の建設事業費として、地方債の対象とすることができます。

第1次～第5次下水道財政研究会における費用負担の考え方

	第1次財研（S36）	第2次財研（S41）	第3次財研（S48）	第4次財研（S54）	第5次財研（S60）
費用負担の基本原則	相殺論 （雨水の利用者負担分と汚水の公費負担分がほぼ同程度） ↓ <u>公費負担</u> 雨水排除および低湿地帯の滞水の排除 <u>個人負担</u> 汚水及びし尿の処理ならびに排除	1次委員会の考え方を継承 ↓ 汚水については公費の負担すべき部分の方が大であると考えられ、相殺できなくなっている。 ↓ 公費で負担すべき部分が著しく増大	ナショナルミニマム等の観点から、建設費公費、汚水に係る維持管理費私費の原則 三次処理経費は汚染者負担を除き原則として公費負担 農山漁村及び自然環境のための下水道については、公費負担部分はより大きい。	国、地方公共団体及び利用者の適正な負担が必要 地方中小都市、農山漁村等における下水道管普及率の着実な向上を図るための財政措置の一層の充実	国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担が必要 <u>基本的に雨水公費汚水私費とするが、汚水分のうち一部を公費負担とする。</u> 使用料が著しく高額になる等の事業がある場合、過渡的に使用料対象の範囲を限定することが適当
資本費	（比率）汚水 5：雨水 5	汚水 3：雨水 7			
公費負担率	50%	70%以上	原則公費		雨水分及び汚水分の一部
考え方	雨水分	雨水分と相殺できない汚水分	汚水分含め資本費のすべて		雨水公費の原則を踏まえつつ、下水道の公共的役割に鑑み、汚水分の一部（高料金対策）は公費負担とすることが適当
維持管理費	（比率）汚水 7：雨水 3				
公費負担率	30%	30%	雨水分及び汚水分の一部		
考え方	雨水公費		汚水私費の原則を踏まえつつ、三次処理経費については公費負担することが適当。	汚水私費の原則を踏まえつつ、三次処理経費や水質保全のための指導監督に要する経費について公費負担とすることが適当	汚水私費の原則を踏まえつつ、 <u>下水道の公共的役割に鑑み、高度処理等については公費負担とすることが適当</u>
（参考）下水道整備五箇年計画	第1次 S38～S42 目標 16%→27% 達成 20%	第2次（第3次）S42～S46 目標 20%→33% 達成 23%	第4次 S51～S55 目標 23%→40% 達成 36%	第5次 S56～S60 目標 30%→44% 達成 36%	第6次 S61～H2 目標 36%→44% 達成 44%

下水道管路の全国特別重点調査の概要

1. 調査対象： 調査に際し、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて実施



2. 調査方法の高度化： 調査対象の全路線の管路内をデジタル技術も活用して調査を実施

- 管路内調査：潜行目視またはドローン・テレビカメラ等による調査
※優先実施箇所では、緊急度がⅠ、Ⅱに至らなくても打音調査等により詳細調査を実施
- 空洞調査：緊急度がⅠ、Ⅱと判定された箇所は、路面下空洞調査または簡易な貫入試験・管路内から空洞調査

3. 判定基準の強化： 全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行順にAからCにランク付けした上で特別な判定基準で対策を確実に実施

緊急度	現行の判定基準	強化	全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対策内容
Ⅰ	ランクAが2項目以上		ランクAが1項目以上	速やかな対策を実施※
Ⅱ	ランクAが1項目もしくは ランクBが2項目以上		ランクBが1項目以上	応急措置を実施した上で、 5年以内に対策を実施

※原則1年以内

【参考】資産維持費に関する通知等

○ 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業課長等通知（抄））

第2. 公営企業の計画的経営の推進に関する事項

2（4）②財源構成の検討

- ア（ア） 料金の算定に当たっては、原価（減価償却費や資産維持費等を含む。）を基に料金を算定することが必要である。住民福祉の増進のために最小の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。

○ 使用料対象経費への資産維持費の位置付け等について（平成29年3月31日付総務省自治財政局準公営企業室事務連絡（抄））

今般、（公社）日本下水道協会において、使用料の算定・改定のための事務参考資料として出版している「下水道使用料算定の基本的考え方」が改訂され、下水道の使用料対象経費に資産維持費を位置づけることなどの見直しが行われました。これに関し、国土交通省から、「下水道経営に関する留意事項について」（平成29年3月10日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理規格指導室課長補佐事務連絡）が発出され、この資産維持費の位置付けを含めた下水道経営に関する留意事項が示されたところです。

つきましては、同基本的考え方及び同事務連絡の趣旨をご理解いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。また、資産維持費の算入により生じる利益の処分に当たっては地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項に基づいて積み立てることができる旨、申し添えます。

○ 下水道経営に関する留意事項について（平成29年3月10日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部・下水道企画課管理企画指導室課長補佐事務連絡（抄））

2. 適切な下水道使用料の設定について

- （1）今般の基本的考え方の改訂は、今後の人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や将来の更新需要等を見据えて必要な見直しが行われたものである。主な見直し内容としては、①使用料対象経費への資産維持費の位置付け、②コンセッション方式における下水道利用料金等の取扱いの明確化、③人口減少社会等を踏まえた留意点の整理、④地方公営企業会計基準の見直し等への対応であり、その概要は以下のとおりである。各下水道管理者においては、適切な下水道使用料の設定の観点から、十分に留意されたい。（後略）

① 使用料対象経費への資産維持費の位置付け

資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平や事業の持続的展開等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するものである。

資産維持費を使用料対象経費に算入する場合には、普段の経営効率化努力や経営状態等を使用者に説明することを通じ、理解の醸成を図ることが重要である。

- （2）資産維持費については、上記（1）①のとおり、基本的考え方において新たに使用料対象経費として位置付けられたところであるが、各下水道管理者においては、1. で述べた施設の長期的な改築の需要見通しや、当該改築需要見通しを活用して作成した中長期的な収支見通し等において、将来的な改築需要の増大による使用料対象経費の増大が見込まれる場合には、使用者負担の期間的公平や事業の持続的展開等を確保する観点から、資産維持費の導入について検討を行うことが考えられる。

浄化槽転換などのダウンサイジング

合併処理浄化槽に係る地方財政措置(現行)

1. 個人設置型合併処理浄化槽の整備(国庫補助事業、地方単独事業、S62～)

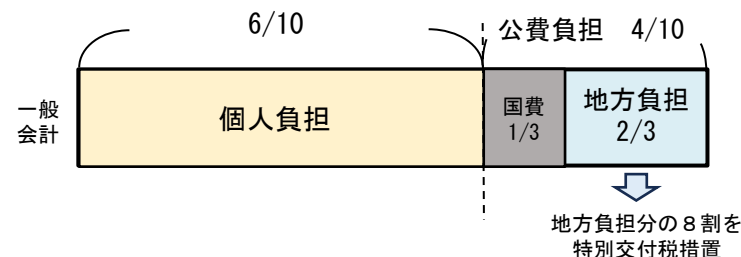
1.対象事業

個人が整備する合併処理浄化槽の設置費補助に係る地方負担額

2.地方財政措置

- ・事業費の6/10については、個人負担。
- ・公費負担分のうち、1/3については、環境省所管の循環型社会形成推進交付金等の対象。
- ・公費負担分のうち地方負担分について、その8割を特別交付税措置。※財政力補正あり。
※単独事業の場合は、地方負担額に2/3を乗じて得た額の8割を特別交付税措置

【財源イメージ】※国庫補助事業の場合



2. 特定地域生活排水処理事業、簡易排水施設整備事業(国庫補助事業、H6～)

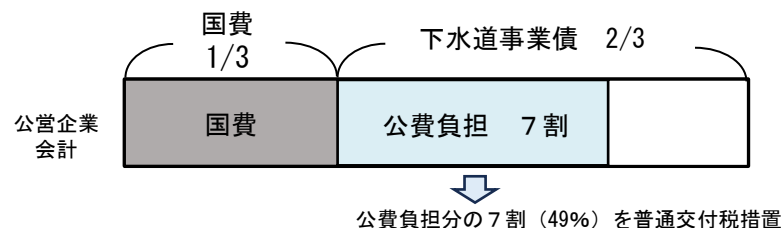
1.対象事業

環境省所管の循環型社会形成推進交付金等(補助率1/3)又は農林水産省所管の農山漁村振興交付金(補助率1/2)をうけて市町村が整備する合併処理浄化槽。

2.地方財政措置

- ・地方負担分について下水道事業債を充当。元利償還金の7割について公費負担と設定。
- ・一般会計繰出金の7割(元利償還金の49%)を普通交付税措置。

【財源イメージ】※特定地域生活排水処理事業の場合



3. 個別排水処理施設整備事業(地方単独事業)

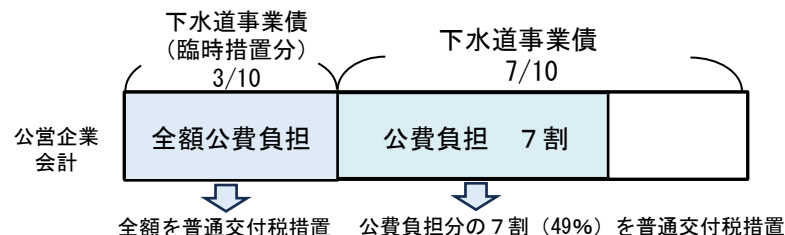
1.対象事業

市町村が整備する合併処理浄化槽で国庫補助の対象とならない小規模事業(設置戸数20未満)

2.地方財政措置

- ・事業費の1/3に対して下水道事業債(臨時措置分)を充当。
臨時措置分について、全額公費負担とした上で、公費負担分的全額を普通交付税措置。
- ・残余について、下水道事業債を充当し、7割について公費負担と設定し、一般会計繰出金の7割(元利償還金の49%)を普通交付税措置。

【財源イメージ】



4. その他

1. 浄化槽への転換に伴う公共下水道等の除却(公営企業施設等整理債)

【対象経費】施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費、施設を建設した際の補助金等の返還に要する経費、施設を建設した際の公営企業債の繰上償還に要する経費 等
【交付税措置等】 充当率100% 元利償還金に対する交付税措置無し

2. 高度処理に要する経費

【対象経費】 高度処理に要する経費(資本費・維持管理費)

【交付税措置等】 高度処理に要する経費の1/2を一般会計繰出。事業費に0.315を乗じた額を特別交付税措置。※実繰出額×0.7と比較していずれか低い方。財政力補正あり。

合併処理浄化槽に係る地方財政措置創設・拡充の経緯等

年度	国費	地方財政措置
S62	【個人設置型合併浄化槽に係る国庫補助事業の創設】 個人が設置する合併処理浄化槽への設置費補助に対する国庫補助事業を創設	
H元		【個人設置型に係る特別交付税措置の創設】 ※ 1 ・ 個人が設置する合併処理浄化槽への設置費補助に係る地方負担額に対して、 <u>特別交付税措置を創設（国庫補助事業のみ対象）</u>
H3		・ 個人が設置する合併処理浄化槽への設置費補助について、 <u>地方単独事業を対象に追加</u>
H6	【特定地域生活排水処理事業の創設】 ・ 市町村が行う個別合併処理浄化槽の整備（一定の要件に該当し、かつ、20戸以上の住宅に整備するもの）に対する国庫補助事業を創設	【下水道事業債の対象拡充】 ※ 2 ・ 市町村設置型個別合併処理浄化槽の整備事業について、下水道事業債の対象に追加。 【特定地域生活排水処理事業への対応】 ※ 2 ・ 特定地域生活排水処理事業に係る補助事業費の地方負担額について、下水道事業債の対象に追加 【個別排水処理施設整備事業の創設】 ※ 2 ・ 個別合併処理浄化槽の整備であって地方単独事業であるものについて、下水道事業債の対象に追加
H7	【簡易排水施設備事業に係る国庫補助の創設】 ・ 農水省が定める整備対象地域内において、3戸以上20戸未満の住宅から排出される、し尿・生活雑排水を集合処理する合併処理浄化槽について補助対象に追加。	【簡易排水施設備事業への対応】 ※ 2 ・ 簡易排水施設の整備事業にかかる地方負担額について、下水道事業債の対象に追加

※ 1 個人設置型に係る交付税措置の創設の背景等

下水道普及率の向上を効果的に進めるため、地域の実情を十分考慮した効果的な下水処理方式及び維持管理方式を選択する等地域の特性に応じた下水道整備を推進することが求められていたこと等へ対応したもの。

※ 2 特定地域生活排水事業・個別排水処理施設整備事業・簡易排水施設整備事業に係る交付税措置の創設の背景等

当時、有害物質異臭味の影響が社会問題化し、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）が制定されたこと、個別合併処理浄化槽の整備主体について公共下水道や農業集落排水と同様に市町村が実施主体となることが望ましいとされ、国庫補助事業も創設されたこと等を踏まえた対応したもの。

公営企業の用途廃止施設の処分に要する経費に係る地方債(公営企業施設等整理債)

1 概要

一般会計債における公共施設等の除却についての地方債の特例措置の創設に合わせ、水道事業等に限定されていた「用途廃止施設の処分に要する経費」の財源に充てるための公営企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げるもの（公営企業施設等整理債）

2 対象事業

(1) 要件

次の条件のいずれかを満たしていること

- ① 将来にわたって活用する見込みがない公営企業施設等を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化が図られること
- ② 法令等により早急に施設等の処分が必要なこと

(2) 要件の確認

起債の協議又は許可申請に当たっては、別途定める「公営企業施設等整理債に関する事業計画書」を策定、提出させる

3 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費（以下の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額）

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 施設を建設した際の補助金等の返還に要する経費
- ・ 施設を建設した際の公営企業債の繰上償還に要する経費 等

4 資金、償還期限、充当率

資 金：民間資金

償還期限：原則10年以内（ただし、企業債繰上償還金については、当該公営企業債の残存償還期間内とする。）

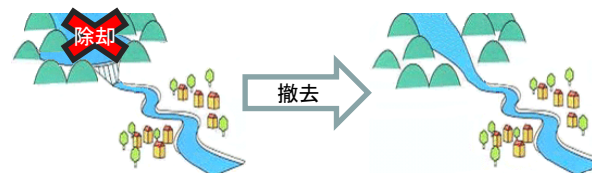
充 当 率：100%

【対象イメージ】

施設撤去



水道施設等整理債対象事業



ダウンサイジングに係る財政負担

- 既存施設のダウンサイジング（廃止）にあたって、過去に公営企業施設等整理債を活用したことがある団体等を対象にヒアリングを行った結果、**財政負担としては「施設撤去費」が最も大きく、その他には「補助金の返還」等の経費が生じている状況。**
- なお、整理債の対象経費である「公営企業債の繰上償還」については、既に償還済等の理由により、費用が発生している団体は確認できなかった。

■ 施設廃止に伴う財政負担に係る地方団体ヒアリング結果

【対象団体】：9 団体（公営企業施設等整理債を活用したことがある団体、活用見込の団体、活用を検討したが最終的に自己資金で実施した団体）

		公共下水道	農業集落排水・コミュニティ・プラント
①調査対象事業数		5 事業	6 事業
②廃止施設数	処理場	5 施設	7 施設
	ポンプ場	—	—
	管路	2 事業	4事業
③廃止した際に要した経費	補助金の返還	—	13,541千円【2 事業】
		※処分制限期間を経過しているため補助金の返還が生じなかった団体が多い	
	繰上償還	—（「既に償還済」等の理由により繰上償還費用が生じた団体はなかった）	
	施設撤去費	1,289,990千円【5 事業】	602,680千円【6 事業】
【参考】対象施設を整備する際に活用した補助金		・公共下水道事業補助金 ・廃棄物処理施設整備費国庫補助金	・土地改良事業補助金 ・農業集落排水事業補助金 ・農業集落排水緊急整備事業補助金 ・農山漁村地域整備交付金 ・廃棄物処理施設等施設整備国庫補助金

※「①調査対象事業数」について、同一団体内の複数施設等で施設等整理債を活用している事例があるため、調査対象団体数、調査対象事業数、廃止施設数の合計は一致しない。

※「④廃止した際に要した経費」について、1 事業で複数の経費が生じているものがあるため、調査対象事業数と【事業数】の合計は一致しない。

個人設置型合併浄化槽への転換事例(静岡県南伊豆町)

取組の概要

汚水処理の方法を適正化するため、人口密度が小さいエリアにおいて漁業集落排水施設から経済性が高い（1戸あたりの経費が一番小さくなる）個人設置型浄化槽への転換を行った。

公営企業情報

- 行政区域内人口 7,505人（令和6年1月1日時点）
- 行政区域内面積 110.6 Km²（令和6年1月1日時点）
- 集合処理接続人口 1,608人（令和5年度決算）

具体的内容

- 個人設置型浄化槽に対し、設置費を100%補助することで、2年間で全戸（68戸）に浄化槽が設置された。随時、供用開始し、漁業集落排水施設を用途廃止した。

財源スキーム

- ・ 総事業費：浄化槽設置に関する補助144,436千円、処理施設の解体等30,928千円
- ・ 処理施設の解体等については、一般会計において過疎対策事業債（ソフト）の活用により対応
- ・ 浄化槽設置費については、一般会計において過疎対策事業債（ハード）の活用等により対応

廃止した施設		処理施設 1 か所（漁業集落排水）
対象施設を整備する際に活用した補助金		漁業集落環境整備事業補助金
廃止等に要した経費	施設撤去費	処理施設の解体等 30,928千円
	繰上償還	—（償還済のため）
	補助金の返還	—（財産処分基準に該当）
	その他	浄化槽設置費 144,436千円（※1）

※1 個人設置型浄化槽の維持管理 維持管理の品質を確保するため、点検・清掃業者との契約を補助要件としている。